

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日ににつき次の算定する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(1)イ
- (2) サービス提供体制強化加算(1)ロ
- (3) サービス提供体制強化加算(1)ハ
- (4) サービス提供体制強化加算(1)ハ

#### ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、利用者に対し、

指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1)イ からへまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(1)ロ からへまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(1)ハ により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(1)ハ により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○ 厚生労働省告示第百一十六号  
介護保険法（平成九年法律第二百三十九号）第五十一条第一項の規定に據り、「指定介護予防支援に取組む費用」の額の算定に関する基準（平成二十七年四月一日から適用する。）

平成二十七年四月一日から適用する。（平成二十二年厚生省告示第一〇九号）の一部を次のとおり改定する。  
別表を次のとおり改定する。

厚生労働大臣 塩崎恭久

#### イ 指定介護予防支援介護給付費単位数表

##### イ 介護予防支援費（1月につき）

注 1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行

い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第三七号。以下「基準」という。）第33条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出して

いる指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）第33条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（定期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（定期利用介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受け

ている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

ロ 初回加算

注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支授事業所をいう。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）を作成する利用者に対し、指定介護予防支援を行った場合には、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

#### ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6ヶ月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

18単位  
12単位  
6単位  
6単位

180単位  
120単位  
60単位  
60単位

○ 厚生労働省告示第八十八号  
介護保険法（平成九年法律第二百三十九号）第四十一条の二第一項の規定に基いても、厚生労働大臣が定めた地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成二十二年厚生労働省告示第一〇九号）の一部を次のとおり改定する。平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎恭久

○ 厚生労働省告示第一〇九号  
別表の複合型サービス費の注一中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」とする。

#### ○ 厚生労働省告示第一〇九号 介護保険法（平成九年法律第二百三十九号）第四十一条の二第一項の規定に基いても、厚生労働大臣が定めた地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成二十二年厚生労働省告示第一〇九号）の一部を次のとおり改定する。平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎恭久

○ 厚生労働省告示第一〇九号  
別表の複合型サービス費の注一中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」とする。

○ 厚生労働省告示第一〇九号  
別表の複合型サービス費の注一中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」とする。

#### ○ 厚生労働省告示第一〇九号 介護事業所

○ 厚生労働省告示第一〇九号  
別表の複合型サービス費の注一中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」とする。

430単位

300単位

ロ 初回加算

注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支授事業所をいう。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）を作成する利用者に対し、指定介護予防支援を行った場合には、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

#### ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6ヶ月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

平成27年3月23日

第十五号イ中「の指定」のトに「若しくは第一号通所事業の指定又はその双方の指定」を加え、「指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業と」を「指定介護予防通所介護の事業 指定通所介護の事業及び第一号通所事業」と「及び指定通所介護」を「指定通所介護の利用者の数及び第一号通所事業」に改め、同表の表中「指定介護予防サービス等の事業の人員 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)附則第四条第三号の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号)」に改める。

第十六号ロの表中「指定介護予防サービス基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号)」に改める。

(以降「指定介護予防サービス基準」といふ。)を改める。

○厚生労働省告示第八十九号

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第四号)十六号及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行つ職員の勤務条件に関する基準 (平成二十二年厚生省告示第二十九号)の一語を次のよう改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 堀輪 恭久

第二項各号別記部分及びロを削り、回転ドアを回すことを除く。

第四項中「指定地域密着型介護福祉施設サービス」を「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に、「地域密着型介護福祉施設サービス費」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に改める。

第十号中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護費」を「介護予防認知症対応型共同生活介護費又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護」に改める。

○厚生労働省告示第九十号

指定定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成二十二年厚生省告示第十九号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費及び外部サービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 (平成十八年厚生労働省告示第二百六十五号)の一語を次のよう改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

第号ロ中(1)から(5)までを次のものに改める。

厚生労働大臣 堀輪 恭久

(1) 要介護一 一万六千二百三十九単位  
 (2) 要介護二 一万八千五百四十九単位  
 (3) 要介護三 一万一四百四十六単位  
 (4) 要介護四 一万一千四百九十二単位  
 (5) 要介護五 一万一四千一百四十九単位

別表第一

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1日につき)

82単位

注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス (指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。

2 訪問介護

2 義護老人ホーム (老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の4に規定する義護老人ホームをいう。以下同じ。)である指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

イ 身体介護が中心である場合

1 191単位

(1) 所要時間30分以上30分未満の場合

95単位

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合

15分

(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合

260単位

(4) 所要時間1時間30分以上の場合

557単位

所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

口 所要時間15分未満の場合

48単位

(1) 所要時間15分以上1時間未満の場合

95単位

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合

217単位

(3) 所要時間1時間以上1時間未満の場合

260単位

(4) 所要時間1時間15分以上の場合

86単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

注1 利用者に対して、指定訪問介護 (指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護を

いう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者 (指定居宅サービス基準第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行つた場合に、現に要する時間ではなく、訪問介護計画 (指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行つて要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 イについて及び、身体介護を利用する者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を嘗むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。)が中心である指定訪問介護を行つた場合に所定単位数を算定する。

3 口については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族 (以下「家族等」という。)と同居している利用者であつて、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行つことが困難であるものに対して、生活援助 (調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を嘗むのに支障が生ずる介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるもの)が中心である指定訪問介護を行つた場合に所定単位数を算定する。

4 ハについては、利用者に対して、通院等のため、当該事業者の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行つとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内又は外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行つた場合に1回につき所定単位数を算定する。

3 訪問入浴介護

1 利用者に対して、指定訪問入浴介護 (指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の看護職員 (看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行つた場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費 (以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

口 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びに口及びについては、適用しない。